

(1) 学則・諸規程

①大和大学 学則（抜粋）

2023年4月1日一部改訂

第1章 総則

(目的)

第1条 大和大学(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに基づき、高い専門性と幅広い視野を授けるとともに、豊かな人間性を涵養し、一人ひとりの「ひと」を見つめ、学術文化の向上と社会の平和と発展に貢献する有能な人材を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学の目的を達するために、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 点検及び評価については、別に定める。

3 本学は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の 認証を受けた者による評価を受けるものとする。

(情報の公開)

第3条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公開するものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第4条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行う。

(社会的・職業的自立に関する指導等)

第5条 本学は、学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

第2章 学部、学科等及び修業年限

(学部)

第6条 本学に、次の学部を置き、学部ごとに次のとおり教育研究上の目的を定める。

・教育学部

教育学科のもとに、初等幼児教育専攻、国語教育専攻、数学教育専攻、英語教育専攻の4つの専攻を置き、初等幼児教育専攻は初等幼児教育を柱に、国語教育、数学教育、英語教育の各専攻は、それぞれの教科教育を柱に関連する領域に関する専門的知識を身につけることによって、教育保育分野に貢献する人材を育成する。

・保健医療学部

看護学、理学療法学、作業療法学、言語聴覚学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、十分な知識と技能を有し、保健医療の実践を担うことができる応用能力及び豊かな人間性を備えた看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の人材を育成する。

・政治経済学部

政治経済学部のもとに、政治・政策学科、経済経営学科を置き、政治・政策学科のもとに政治学専攻、政策学専攻、経済経営学科のもとに経済学専攻、経営学専攻を設け、政治、経済の各分野を広く俯瞰し、各分野における豊かな専門的知識・理論に裏打ちされた実学的・実践的視点をもった人材を育成する（2年次専攻選択制）。

・理工学部

理工学科のもとに数理科学専攻、情報科学専攻、機械工学専攻、電気電子工学専攻、建築学専攻を設け、幅広い視野、専門的知識、また、強い探究心、使命感を有し、持続可能な社会の実現に向けて、創造性、独創性、発想力を発揮してイノベーションを創出することができる科学技術者、研究者を育成する。

・社会学部

社会学科のもとに現代社会学コース、メディア社会学コース、社会心理学コースを設け、

社会学に関する理論、知識を活かし、社会が抱える課題の解決に意欲的に取り組み、社会の

発展と幸せな暮らしの創造に貢献する人材を養成する（2年次コース選択制）。

・情報学部

情報学を基軸とする情報科学、社会科学の文理融合の学びにより、多角的な視点で情報を

とらえ、課題解決に意欲的に取り組み、社会の発展と豊かな暮らしの創造に貢献する人材を

養成する。

（修業年限）

第7条 本学学部の修業年限は4年とする。

（入学定員）

第8条 本学の学部、学科及び課程別の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	学科	専攻・コース	入学定員	収容定員
教育学部	教育学科	初等幼児教育専攻	190名 (3年次編入 初等幼児教育専攻5名)	770名
		国語教育専攻		
		数学教育専攻		
		英語教育専攻		
保健医療学部	看護学科		100名	400名

	総合リハビリテーション学科	理学療法学専攻	40名 (4年次編入 5名)	165名
		作業療法学専攻	40名 (4年次編入 5名)	165名
		言語聴覚学専攻	40名	160名
政治経済学部	政治・政策学科	政治学専攻	60名	240名
		政策学専攻		
	経済経営学科	経済学専攻	120名	480名
		経営学専攻		
理工学部	理工学科	数理科学専攻	230名	920名
		情報科学専攻		
		機械工学専攻		
		電気電子工学専攻		
		建築学専攻		
社会学部	社会学科	現代社会学コース	200名	800名
		メディア社会学コース		
		社会心理学コース		
情報学部	情報学科	—	200名	800名

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第13条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第14条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

2 前項の期日は、当該年度の学年暦によって変更することができる。

(休業日)

第15条 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に定める休日

三 創立記念日（6月1日）

四 夏期休業

五 冬期休業

六 春期休業

2 前項第四号から第六号は、当該年度の学年暦に定める期間とする。

3 学長は、必要がある場合、前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第6章 入学

(入学の時期)

第 16 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別な場合は、学期の始めに入学を許可 することがある。

(入学の資格)

第 17 条 各学科第 1 学年に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに 相当する学校教育を修了した者
- 三 外国において学校教育による 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- 八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者

(入学の出願)

第 18 条 入学を志願する者は、別に定める入学検定料を納入し、指定期日までに所定の入学手 続きを行うことによって本学に願い出なければならない。

(入学者の選考)

第 19 条 入学者の選考は、学力試験、その他の方法による。

- 2 選考の方法は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第 20 条 前条の選考に合格した者は、指定された期日までに、入学金、授業料、その他の学費 に保証人連署の誓約書など所定の書類を添えて、入学手続きを完了しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者について、入学を許可する。

(編入学)

第 21 条 本学に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者 でなければならない。

- 一 短期大学、高等専門学校を卒業した者
 - 二 大学入学資格を有し、文部科学大臣の定める基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者
 - 三 その他法令で定めるところにより資格があるとされている者
- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位の取扱い、並びに在学すべき年数については、大学協議会の議を経て学長が決定する。

(転入学)

第 22 条 本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のう

え相当年次 に入学を許可することがある。

- 2 転入学をすることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - 一 大学を卒業した者又は退学した者
 - 二 他の大学に在学している者
- 3 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位の取扱い、並びに在学すべき年数については、大学協議会の議を経て学長が決定する。

(再入学)

第 23 条 正当な理由で本学を退学した者が、再入学を希望するときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位の取扱い、並びに在学すべき年数については、大学協議会の議を経て学長が決定する。

第 7 章 教育課程、単位及び履修方法等

(教育課程)

第 24 条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目、自由選択科目に分け、これを各学年 次 に配当して編成するものとする。

(授業科目の区分)

第 25 条 授業科目を分けて、共通基礎科目、専門教育科目とする。

(授業科目の名称及び単位数並びに卒業に必要な単位数)

第 26 条 授業科目の名称及び単位数並びに卒業に必要な単位数は、別に定める。

(授業の方法)

第 27 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技等により行うものとする。

(単位計算方法)

第 28 条 授業科目の単位計算方法は、次の基準によるものとする。

- 一 講義については、15 時間をもって 1 単位とする。ただし、外国語科目の講義については、30 時間をもって 1 単位とする。
- 二 演習については、30 時間をもって 1 単位とする。
- 三 実験、実習、体育実技等については、45 時間をもって 1 単位とする。
- 四 教育上必要があるときは、講義については 30 時間の講義、演習については 15 時間の演習、実験、実習、体育実技については 30 時間の実験・実習・体育実技をもって 1 単位とすることができる。
- 五 卒業論文、卒業研究等の授業科目については、単位を授与する。単位数は、学科ごとに別に定める。

(単位の認定、科目の修得及び評価)

第 29 条 授業科目を履修し、その試験、又は論文等の審査に合格した者には、所定の単位を与 える。

- 2 前項の規定にかかわらず、平常点をもって試験に代えることを認められた科目については、この限りでない。
- 3 試験に関する事項は、別に定める。

(成績の評価)

第 30 条 成績の評価は、秀・優・良・可・不可の 5 種とし、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

(授業日数)

第 31 条 毎学年の授業日数は、定期試験の日数を含め、35 週以上とする。

(履修方法)

第 32 条 学生は、4 年以上在学し、各学科所定の授業科目を履修しなければならない。

2 履修方法については、別に定める履修規程の定めるところによる。

(メディアを利用して行う授業)

第 33 条 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した情報機器その他の通信手段によって行う。

2 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 34 条 学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学した場合に準用する。

(大学以外の教育施設における学修)

第 35 条 学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 36 条 学生が本学に入学する前に大学、短期大学、高等専門学校又は大学設置基準第 29 条第 1 項の規定による専修学校において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 34 条第 1 項及び第 2 項並びに前条第 1 項により、本学で修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(免許資格)

第 37 条 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の規定により所要の単位を修得した者が教育職員免許状を取得できる学部学科、教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

3 前項の学部学科専攻に在籍していない者が教育職員免許状を取得しようとする場合、当該学部学科専攻の教育課程における所要の単位を科目履修等によって修得することができる。

	学科	専攻	教育職員免許状の種類
教育学部	教育学科	初等幼児教育専攻	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状
		国語教育専攻	中学校教諭一種免許状（国語） 高等学校教諭一種免許状（国語）
		数学教育専攻	中学校教諭一種免許状（数学） 高等学校教諭一種免許状（数学）
		英語教育専攻	中学校教諭一種免許状（英語） 高等学校教諭一種免許状（英語） 特別支援学校教諭一種免許状
社会学部	社会学科		中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（地理歴史） 高等学校教諭一種免許状（公民）

第 38 条 本学学部にて、以下の免許資格に関する授業科目を開設する。

・保健医療学部

保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

・理工学部

第一級陸上特殊無線技士、第二級海上特殊無線技士、第一級陸上無線技術士、第一種電気主任技術者、第一種電気通信主任技術者、一級建築士、二級建築士

・社会学部

社会調査士、司書教諭、司書、学芸員、認定心理士

2 前項の免許資格取得、受験資格取得、一部試験免除資格等の取得要件については別に定める。

第 8 章 休学、転学、留学、除籍及び退学

(休学)

第 39 条 病気その他やむを得ない事由により、引き続き 3 か月以上修学できない見込みの者は、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。

2 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 40 条 休学の期間は 1 年を超えることができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、許可を得て更に 1 年以内に限り、期間を延長することができる。

2 休学の期間は、通算して、4 年を超えることはできない。

3 休学の期間は、第 7 条の在学年限に算入しない。

4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、所定の手続により、学長の許可を得て

復学することができる。

(転学)

第 41 条 本学から他の大学へ転学しようとする者は、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(転学部、転学科)

第 42 条 本学内において、他の学部、学科への転学部、転学科を志願する者があるときは、大学協議会において審議のうえ、学長が転学部、転学科を許可することができる。

2 転学部、転学科の許可を受けた者の修業年限及び既に取得した単位の取扱は、大学協議会の議を経て、学長が決定する。

(留学)

第 43 条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 7 条に定める在学期間を含めることができる。

3 留学に関する事項は、別に定める。

(退学)

第 44 条 退学しようとする者は、その事由を付して、所定の様式により学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(除籍)

第 45 条 次の各号の一に該当する者は、大学協議会の議を経て学長が除籍する。

- 一 学生納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 二 第 7 条に定める在学年限を超えた者
- 三 長期間にわたり行方不明の者
- 四 第 39 条第 2 項に定める休学の期間を超えてもなお修学できない者
- 五 死亡した者

第 9 章 卒業及び学士の学位

(卒業)

第 46 条 本学に 4 年以上在学し、所定の単位を修得した者について、大学協議会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。

(学士の学位)

第 47 条 学士の学位については、別に定める。

第 10 章 賞罰

(表彰)

第 48 条 学生として表彰に値する行為があつた者には、学長は、大学協議会の議を経て、表彰することができる。

(懲戒)

第 49 条 本学の諸規程に違背し、若しくは秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為をした者は、大学協議会の議を経て、学長がこれを懲戒する。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 二 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - 三 正当の理由なくして出席常でない者
 - 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 停学期間は在学年限に算入し、修業年限には算入しないものとする。ただし、停学期間が3か月未満の場合は、修業年限に算入することができる。

第 11 章 厚生補導

(学生指導)

第 50 条 本学は、学生の福利厚生並びに学生生活全般の指導の適切かつ円滑な実施を図るものとする。

- 2 前項に関する事項は別に定める。

(保健管理)

第 51 条 本学に保健室を置き、学生の保健管理を行う。

第 12 章 施設利用

(施設利用)

第 52 条 本学の施設は、本学の学生及び職員が使用できる。ただし、本学の運営に支障のない限りにおいて、一般市民の利用に供することができる。

第 13 章 研究生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第 53 条 本学において、特定の課題について研究することを志願する者があるときは、学部の教育研究に支障のない限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(聴講生)

第 54 条 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、聴講生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生は学期ごとに許可する。

(科目等履修生)

第 55 条 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、教育・研究に支障がない場合に限り、選考のうえ、科目等履

修生として、入学を許可することがある。

- 2 前項の科目等履修生に対し単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に対する単位の授与については、第 29 条の規定を準用する。

(外国人留学生)

第 56 条 外国人で、大学において教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可する。

第 14 章 入学検定料及び学生納付金

(入学検定料及び学生納付金)

第 57 条 入学検定料及び学生納付金については、別に定める。

(免除等)

第 58 条 学業優秀である者若しくは経済的理由によって納付が困難な者に対しては、学生納付金の一部又は全部を免除し、徴収を猶予することがある。

- 2 休学期間中及び留学期間中の学生納付金については、別に定める。

(退学等の場合の学生納付金)

第 59 条 学年の中途において退学し、転学し、又は停学若しくは退学を命ぜられた者もその学年の学生納付金を納めなければならない。

(研究生、聴講生及び科目等履修生の入学検定料及び学生納付金)

第 60 条 研究生、聴講生及び科目等履修生の入学検定料及び学生納付金については、別に定める。

(返還)

第 61 条 納付した入学検定料及び学生納付金は、返還しない。

第 15 章 奨学金

(奨学金)

第 62 条 本学に奨学金の制度を設けることができる。

- 2 奨学金の支給は、品行方正で学業優秀な学生に対して行う。

第 16 章 各種講座及び講習会等

(各種講座及び講習会等)

第 63 条 学生の教育研究、また、地域社会の教育文化の向上に資するため、各種講座、講習会を開設することができる。

- 2 前項の講座、講習会実施にあたり、学長は、特任教授を任命することができる。

第 17 章 附属施設

第 64 条 本学に、図書館を置く。

- 2 図書館に関する事項は、別に定める。

第 18 章 改廃及び細則

(改廃)

第 65 条 本学則の改廃は、大学協議会の議を経て学長が決定する。

(補則)

第 66 条 本学則の施行に関する細則、その他必要な事項は、別に定める。

附則 省略

②大和大学 履修規程（工事中）

③休学・復学・退学等の手続に関する規程

2023年4月1日改正

(目的)

第1条 この規程は大和大学学則第39条、第40条、第44条、第45条及び第23条に基づき、休学、退学、除籍及び再入学等に関する手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(休学)

第2条 病気その他やむを得ない事由により、引き続き3か月以上修学できない見込みの者は休学することができる。休学を希望する場合は「休学願」を、学部長を通じて学長に提出し、許可を得なければならない。健康上の理由による休学の場合は、医師の診断書が必要となる。

2 休学期間及び休学中の学生納付金については、次のとおりとする。なお、休学できる期間は、1年を超えることはできない。ただし、やむを得ない事由があるときは、許可を得て更に1年以内に限り期間を延長することができるが、休学の期間は、通算して4年を超えることはできない。

〔休学期間および休学中の学生納付金〕

休学期間	休学願提出期限	休学中の学生納付金
1年間(4月1日～3月31日)	4月30日	前期・後期在籍料を分納
前期(4月1日～前期終了日)	4月30日	前期在籍料(100,000円)
後期(後期始業日～3月31日)	10月31日	後期在籍料(100,000円)

※休学期間中は学生納付金は免除されるが、休学に必要な在籍料を納入しなければならない。

(復学)

第3条 休学を許可されていた者が復学を希望するときは「復学願」を、学部長を通じて学長に提出し、許可を得る必要がある。健康上の理由により休学していたときは、復学が可能であることを証明する診断書をあわせて提出すること。

2 復学を希望する学期とその手続期間については、次のとおりとする。なお、学期途中の復学は原則として認めない。

復学を希望する学期	手続期間
前期	2月1日～2月末日
後期	8月1日～8月31日

(退学)

第4条 疾病等のやむを得ない理由により退学を希望する場合は、以下の手続きによる。

- (1) 「退学願」(保護者連署)に必要な事項を記入の上、学部長を通じて、学長に提出する。
- (2) 疾病等の健康上の理由による場合は、医師の診断書を添付する。
- (3) 学生証を「退学願」に添えて学部長を通じて、学長に提出する。

- (4) 退学する学期分の所定の学生納付金を納入する。
- (5) 奨学金受給者は、日本学生支援機構が定める手続きをする。

(除籍)

第5条 次の各号の一に該当する場合は、大学協議会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 所定の納入期日までに学生納付金を納入しない場合
 - (2) 在学期間が8年を超える場合
 - (3) 所在不明の期間が1年を超える場合
 - (4) 休学期間が通算して4年を超えてなお、復学または退学しない場合
 - (5) 休学期間終了までに復学、休学延長、退学のいずれの手続きもとらなかった場合
 - (6) 留学期間終了までに帰国、休学、退学のいずれの手続きもとらなかった場合
 - (7) 正当な理由なく所定の手続きを怠り、修学意志がない場合
 - (8) 死亡した場合
- 2 除籍された場合は直ちに学生証を返還しなければならない。
- 3 除籍の基準となる学生納付金納入期日および判定期日は次のとおりとする。

事由	除籍判定期日	除籍の基準となる学生納付金納入期日(除籍日)
前期学生納付金未納者	当該年度末日	前年度3月31日付 ※ただし学生納付金分納者は、前回の納入日付
後期学生納付金未納者	翌年度前期末日	前期末日付 ※ただし学生納付金分納者は、前回の納入日付
未納学納金のある退学願提出者	退学願が提出された学期末日	学生納付金が納付済みの学期末日
休学に伴う在籍料未納者	休学期間末日	休学期間を含む当該学期の前学期末日
上記理由(2)、(3)、(4)、(5)、(6)	事由が確定した日	事由が該当する学期の満了日付(学期末日)
上記理由(7)	事由が確定した日	事由が該当する学期の前学期末日付
上記理由(8)	事由が確定した日	事由が確定した日付(本人死亡日)

- 4 学生納付金の未納により除籍となった者は、復籍期限までに滞納学生納付金および復籍手数料を納入しない限り、その学期に履修した科目の単位は認定されない。
- 5 学生納付金滞納者に対する督促と除籍の決定に関する手続きについては別に定める。
- 6 留学生の除籍日は除籍判定期日とする。
- 7 除籍日以降の学生納付金は徴収しない。

(復籍)

第6条 除籍となった場合は、除籍日から1年以内に限り、復籍を願い出ることができる。

2 除籍となった者が復籍しようとする場合は、除籍の日から1年以内に「復籍願」を保護者連署のうえ、学部長を通じて学長に提出する。願出に際しては復籍手数料として10,000円を支払うこと。(支払いは銀行振り込みによる。振込先等は事務局で確認する。)

3 復籍を希望する学期とその手続期間については、次のとおりとする。

復籍を希望する学期	手続期間
前期	2月1日～2月末日
後期	8月1日～8月31日

4 復籍を願い出た者は、大学協議会の議を経て学長が許可する。

5 復籍を許可された者は、所定の日までに入学金以外の学生納付金を納入しなければならない。所定の日までに学生納付金を納入しない場合は、復籍を取り消す。

6 前2項の規定による復籍の時期は、許可を得た日以降における最初の学期の始めとする。

7 前3項の規定により復籍を許可した学生の復籍後の在学期間は、除籍前の在学期間に通算する。

(再入学)

第7条 以下のいずれかに該当する者が、離籍の日から3年以内に同一学部学科に再入学を希望する場合、許可することがある。

(1) 退学した者

(2) 除籍となった者(除籍事由が第5条の(2)および(4)に該当する者は除く。)

(3) 「復籍願」の提出期間内に復籍の手続きをしなかった者

2 再入学を希望する者は「再入学願」を保護者連署のうえ、「再入学志願票」、「健康診断書」とともに該当学部の学部長に提出すること。再入学手数料として35,000円が必要となる。(支払いは銀行振り込みによる。振込先等は事務局で確認する。)

3 再入学を希望する学期とその手続期間については、次のとおりとする。

再入学を希望する学期	手続期間
前期	2月1日～2月末日
後期	8月1日～8月31日

4 再入学を許可された者は、所定の期日までに入学金と学生納付金を納入し、入学手続書類を学部長に提出しなければならない。所定の期日までに入学手続を行わない場合は、再入学を取り消す。なお、入学金の額は離籍前に入学した年度の入学金と同額とする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て行うものとする。

附 則 省略

④学生生活規則

2019年4月1日改正

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、大和大学（以下「本学」という。）の学生が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

(学生生活の指針)

第2条 学生は、以下の指針に則った生活をするよう努めなければならない。

- (1) 本学の建学の精神及び教育理念に則り、学則及び本学の定める諸規定を遵守し、本学学生としての自覚の下、自分の行動に責任を持たなければならない。
- (2) 他の人を敬い、人格を尊重し、社会を構成する一員としてマナーとモラルを守らなければならない。
- (3) 本学は、その所在する地域社会及び住民との協力関係の上に成り立つものであり、学生生活については地域との協調の下に十分な自戒をもって生活しなければならない。

第2章 誓約書・保証人及び学生個人記録

(誓約書)

第3条 新たに本学学生となる者は、本人及び保証人連署の誓約書を学長に提出しなければならない。

(保証人)

第4条 保証人は、父若しくは母又はこれに準ずる者とする。

- 2 保証人は、保証する学生の身上及び学生納付金の納付について、連帯してその責に任ずる。
- 3 保証人を変更し、又は保証人の住所・電話番号に変更があったときは、当該変更後の保証人は、当該学生を経て、その都度速やかに諸事項変更届を事務局に提出しなければならない。

(学生個人記録登録カード)

第5条 学生は、必要事項を記入した学生個人記録登録カードを、入学後速やかに事務局に提出しなければならない。

- 2 氏名の変更、住所の変更等、前項の学生個人記録登録カードの記載事項に変更があったときは、当該学生は、その都度速やかに諸事項変更届を事務局に提出しなければならない。

第3章 学生証

(学生証の交付及び取扱い)

第6条 学生は、学生証の交付を受け、常に携帯するものとする。

- 2 学生証の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

第4章 諸証明

(通学証明書)

第7条 公共交通機関の通学定期乗車券を購入するため、予め届け出た通学経路に従って通学証明書を発行する。

- 2 通学証明書の有効期限は発行年度の3月31日を限度とする1年間とする。
- 3 大学所定の書式以外の通学証明書が必要となる場合は、通学証明書交付願を事務局に提出し、その交付を受けることができる。
- 4 届け出た住所及び通学経路に変更がある場合は、諸事項変更届を速やかに事務局に提出し、新たな通学証明書の交付を受けること。
- 5 本学所定書式による通学証明書は、学生証裏面に張り付けること。

(学生旅客運賃割引証)

第8条 旅行をするため、学生旅客運賃割引証の交付を希望する学生は、学生旅客運賃割引証交付願を事務局に提出し、その交付を受けることができる。

(その他の証明等)

第9条 学生が、在学証明書、成績証明書、卒業(見込)証明書、各種資格取得(見込)証明書、就職推薦書等の交付を希望するときは、証明書等交付願を事務局に提出し、それらの交付を受けることができる。

第5章 健康診断

(健康診断)

第10条 学生は、本学が毎年度定期又は随時に行う健康診断を受けなければならない。

- 2 やむを得ない事情により、大学で実施する健康診断を受けることができなかった学生は、各自、保健所又は医療機関で受診し、直ちに診断書を大学事務局に提出すること。
- 3 学生は、前項の健康診断の結果、本学が行う保健指導上の指示に従わなければならない。
- 4 定期健康診断の結果は、定期健康診断証明書に記載し、交付する。

第6章 通学手段

(公共交通機関の利用)

第11条 学生の通学手段は、原則として徒歩及び公共交通機関の利用によるものとする。

(自転車・バイクによる通学)

第12条 自転車、バイクを利用して通学することを希望する学生は、事前に登録をしなければならない。

- 2 自転車・バイク通学の事前登録について必要な事項は別に定める。

(自動車による通学)

第13条 自動車による通学は、理由のいかんを問わず禁止する。

第7章 課外活動

(学生団体と課外活動)

第14条 学生は課外活動のために、学生団体を設立又は学生団体に加入することができる。

2 課外活動のために必要なことは、別に定める。

第8章 施設及び設備の使用

(施設等の使用)

第15条 学生または学生団体が、本学の施設又は物品を使用しようとするときは、施設管理者の許可を受けなければならない。

2 学生または学生団体の施設及び設備の使用について必要なことは別に定める。

(学生ロッカー)

第16条 学生が、本学の学生用ロッカーを使用する場合には、次の事項を守らなければならない。

(1) 学生ロッカーは更衣や資料の保管などに利用すること。

(2) 貴重品をロッカーに入れる場合は必ず鍵をかけること。

(3) ロッカー及びロッカー室は使用者の責任において整理整頓と美化に努めること。

2 前項各号の注意事項が守られない場合は、ロッカー及びロッカー室の使用を禁止又は制限する場合がある。

第9章 学生相談

(担任)

第17条 本学では、学級ごとに担任を置き、学生の学修に関する指導、進路・就職に関する相談、健康・保健衛生上の相談、人間関係に関する相談、経済的な問題に関する相談など、学生に関するあらゆる問題に対する対応窓口とする。

2 担任は学生からの相談に対応し、必要に応じて、学部長や学内外の機関と連携して解決を図ることとする。

(学生相談室等の相談窓口)

第18条 学生は必要に応じて、学生相談室を利用することができる。学生相談室は、学生の修学及び学生生活の支援・指導並びに学生相談を行う。

2 健康及び保健衛生上の相談に関しては、保健室を利用することができる。

3 ハラスメントの疑いがある事案に関して、担任を通じて、ハラスメント委員会に相談することができる。

4 女子学生のために女子職員が相談窓口となる女性被害相談窓口を設置している。男性の教職員に相談しにくい事案に関する相談窓口となる。

5 相談はいずれの場合も学生が希望すれば、匿名で連絡・相談することができる。

6 学生相談室及び保健室の利用、ハラスメント委員会、女性被害相談窓口についてはそれぞれ別に定める。

(アルバイト・ボランティア活動の紹介)

第19条 アルバイトやボランティア活動を希望する学生は、学生部掲示板に掲示するアル

バイト等の求人情報、ボランティア活動に関する求人情報を確認し、各自で応募すること。

2 本学及び学生部では、アルバイト、ボランティア活動に関する斡旋は行わない。

(下宿・アパート等の紹介)

第20条 本学に申し込まれた下宿・アパートの入居者募集情報は、希望者に開示する。

2 学生は、前項の下宿・アパートへの入居を希望するときは、各自が業者又は貸主等と連絡を取ること。

3 本学及び学生部では、下宿・アパートなどの斡旋は行わない。

第10章 雑則

(準用)

第21条 この規程は、研究生、聴講生、科目等履修生について準用する。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長が行う。

附則 省略

⑤学生懲戒規程

2021年4月1日改訂

(目的)

第1条 この規定は、大和大学学則第49条の規定に基づき、学生の懲戒処分に関して必要な事項を定める。

(懲戒の対象)

第2条 大和大学学則第49条に定める学生の本分に反する行為は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 犯罪行為
- (2) ハラスメント行為
- (3) 情報倫理に反する行為
- (4) 研究活動上の不正行為
- (5) 定期試験等の不正行為
- (6) 建造物又は器物等の損壊行為・汚損行為
- (7) その他本学の名誉・信頼を失墜させる等の学生の本分に反する行為

(懲戒の種類及び内容)

第3条 懲戒の種類及び内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 訓告 文書により厳重な注意を与えるとともに、将来を戒める。
- (2) 停学 一定の期間、学生の教育課程の履修及び課外活動等を禁止する。
- (3) 退学 学生としての身分を剥奪する。

2 停学の期間は、無期または1か月以上6か月以下の有期とする。

3 停学又は訓告の処分を受けた学生は、所属する学部長を経由し、学長に反省文を提出しなければならない。

(厳重注意)

第4条 学部長は、その所属する学生の懲戒処分に至らない非違行為について、その内容・程度を考慮のうえ必要に応じ、口頭または文書による厳重注意を行うものとする。

(事案の報告および調査等)

第5条 第2条各号に掲げる行為が発覚したときは、学部長は速やかに学長に当該事案を報告するとともに、懲戒の対象となる行為（以下「対象行為」という。）をし、または対象行為をした疑いがあると認められる学生（以下「対象学生」という。）に対して事情聴取を行う等の方法により事実関係を明らかにするための調査を行う。

2 学部長は、必要と認めるときは対象学生および関係者に対して事実関係を証明する書面（電磁的記録を含む）および物品の提出を求め、あるいは対象行為があった場所について検証することができる。

3 学部長は、事実関係の調査を適正、かつ、公正に行うために対象学生および関係者の事情聴取における発言を記録することができる。

(懲戒の手続)

第6条 当該学生の所属学部長は、懲戒にかかる手続きを開始するときには、速やかに当該学生に対してこれを通知しなければならない。当該学生が通知を受けた日より、懲戒手

続きは開始する。

2 前項の通知は、口頭によりこれを行うものとする。

3 前2項の当該学生への口頭による通知ができない場合は、書面により通知を行い、この通知を発したときに懲戒手続は開始する。

(懲戒の原案)

第7条 懲戒の原案は、当該学生の所属学部長が作成し、大学協議会の議を経なければならない。

2 懲戒は、前項の手続を経て、学長が行う。

(懲戒の通知)

第8条 学長は、懲戒処分決定を行った場合には、速やかに当該学生および保証人に対してこれを通知しなければならない。

2 前項の通知は、当該学生の所属学部長が当該学生に対しては口頭により、当該学生の保証人に対しては口頭または書面によりこれを行う。

3 前2項の当該学生への口頭による通知ができないときは、書面により通知を行い、この通知を発したときを通知の日とする。

(不服申立)

第9条 懲戒処分を受けた学生は、処分通知を受けた日から30日以内に学長に対し、不服申立を行うことができる。

2 不服申立は、不服の内容及びその理由を明らかにした書面（以下「不服申立書」という。）によって行うものとする。なお、不服申立書には必要に応じて、証拠物品、資料等を添付することができる。

3 学長は、前項の不服申立書が受理された場合には、不服申立審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

4 委員会は、不服申立を行った学生の所属学部長および、その他の学部長・部局長によって構成される。

5 委員会は、学生から提出された不服申立書に基づき審査を行い、その結果を学長に報告する。

6 学長は、前項の審査結果に基づき、懲戒処分の内容が相当であると判断した場合は、不服申立をした学生に対し、不服申立の却下を通知するものとする。

7 学長は、第5項の審査結果に基づき、懲戒処分の内容が適当でないと判断した場合は、委員会に再審議を求め、又は懲戒処分を取消し、不服申立をした学生に対し、その旨を通知するものとする。

(その他)

第10条 この規定に定めるもののほか、学生の懲罰に関する事項は、必要に応じ別に定める。

附則 省略